

# 連結範囲の基準差異を辿る

小宮山 賢

## 1. はじめに

21世紀になってから新たに公表されたわが国の新会計基準の量は、膨大なものとなってきている。最近2年ほどは、国際会計基準審議会（IASB）の活動自体が停滞してきていることを反映して、公表のスピードが鈍ってはきていたものの、2001年以降2012年9月末までに、企業会計基準委員会（ASBJ）は、26の新企業会計基準と25の新企業会計基準適用指針とを公表した。振り返ってみると、20世紀の最後の25年の企業会計審議会における基準の作成は、比較の対象として、その当時の米国基準に重きを置いた基準設定が行われてきたと考えられる。2001年のIASBへの組織改革、2005年のIASBとのコンバージェンスに向けた合意、2007年のいわゆる東京合意を経て、企業会計基準委員会による基準設定作業は、米国基準から国際財務報告基準（IFRS）へと比重が変化してきた。

コンバージェンスが意識されなかった時代も、コンバージェンスが基準設定の目標となった時代も、わが国固有の事情等から、参照した会計基準とはあえて異なる規定を採用することも過去には多く行われてきた。本稿では、連結に関する会計基準のうち連結の範囲と持分法の適用範囲を題材として、このよう

な参照した基準との差異（基準差異）が、その後の会計実務や財務報告にどのように影響したかを検討してみることとしたい。

## 2. 連結財務諸表制度の導入

### (1) 連結財務諸表制度導入の経緯

連結財務諸表制度の導入は、粉飾決算が続発した直後の昭和40（1965）年ごろから企業会計審議会を中心に検討が進められた。昭和40年代に入ると、さらに企業収益の低下、証券市場の低迷を招き、企業倒産が増加して経済不況は一段と深刻化した。企業倒産は、東京証券取引所第一部上場会社にまで波及し、日本特殊鋼、サンウェーブ工業、日本繊維工業、山陽特殊製鋼などが相次いで倒産した<sup>(1)</sup>。それらの中には、子会社に対する押し込み販売等子会社を利用した粉飾決算が多く見られたといわれている<sup>(2)</sup>。昭和40年3月に、当時の大蔵大臣田中角栄は、企業会計審議会に対して、監査基準等の改訂と、連結財務諸表制度の検討という2つの諮問を発している。

昭和42（1967）年5月には、「連結財務諸表に関する意見書」が公表された。この意見書は、当時の産業界の意見も反映し、「連結財務諸表の必要性」、「連結財務諸表制度に関する環境の整備」、「連結財務諸表に関する諸基準」といった項目から構成されていた。例えば、連結の範囲については、議決権の過半数所有基準を採用した上で、①株式保有が一時的、②更生会社又は破産会社、③在外会社、④異種の営業が連結除外するものとされていた<sup>(3)</sup>。もっとも、これらの諸基準は、連結に関する慣行が一般化されていないわが国の現状を背景にして明らかにされたものであるので、今後連結に関する会計慣行の普及及び連結財務諸表の制度化の段階において再検討ないし、補足すべき点も生ずるもの

(1) 川北2008 114-119頁に詳しい。

(2) COFRI 1993 35頁。また、番場他1975の100頁（黒澤氏）や104-105頁（矢澤氏）にも同趣旨の発言がある。

(3) これらの規定は、概ね米国のARBの規定にならったものと考えられる。

と思われるとされていた。

その後、昭和46（1971）年の証取法改正<sup>(4)</sup>に関連して、衆議院大蔵委員会の附帯決議において連結財務諸表制度の採用が要望されたことから、同年6月に大蔵大臣は企業会計審議会に対して「連結財務諸表の制度化について」の諮問を行った。企業会計審議会における審議も時間を要したが、諮問を受けてから約4年後の昭和50年6月になって「連結財務諸表の制度化に関する意見書」を答申、あわせて連結財務諸表原則および同注解が公表された。この「意見書」により、連結財務諸表制度は、有価証券報告書等の添付書類として、昭和52（1977）年4月1日以降に開始される事業年度から導入された。

## (2) 国際的な連結会計基準の状況

連結財務諸表原則の公表当時、連結財務諸表制度を実施していた国には、米国、イギリス、西ドイツ、オーストラリアといった国々があった。また、1973年に設立された国際会計基準委員会（IASC）が、基準の作成作業を開始した草創期でもあった。以下では、米国とIASCの状況について、簡単に見ておきたい。

最も早くから連結財務諸表の歴史をもっていた国は米国であり、すでに19世紀末には連結財務諸表の報告事例があり、持株会社による持株関係という経済事実を背景に連結財務諸表作成の慣行が巨大会社で成熟したといわれている。1917年の税法改正において連結納税制度が認められ、1933年証券法ならびに1934年証券取引法が適用され、連結財務諸表が実践会計に一層浸透したとされている<sup>(5)</sup>。会計基準としては、1959年に公表されたARB（会計研究広報）第51号「連結財務諸表」と1971年に公表されたAPB（会計原則審議会）意見書

(4) 大迫1975 93頁によれば、この改正の際に、重要な子会社の個別財務諸表を有価証券報告書に添付する制度が設けられ、連結財務諸表原則の制定当時有価証券報告書の提出会社の2割程度が添付・提出していた。

(5) 會田1974 12頁-13頁

18号「普通株投資に関する持分法」があった。

なお、この当時米国では、証券取引法による届出会社は連結財務諸表と個別財務諸表の双方の提出が必要であったが、親会社単独の総資産・売上高（収益）が連結のそれぞれの総額の一定割合を超過するといった条件を満たす場合には、個別財務諸表の提出を省略できる規定<sup>(6)</sup>があった。このため、連結財務諸表が優先されていたと理解される場合が多い。

1973年に設立された IASC は、発足と同時に設定した3つのプロジェクト・テーマの一つとして、1974年12月に、公開草案第3号「連結財務諸表および持分法<sup>(7)</sup>」(Consolidated Financial Statements and the Equity Method)を公表した。同公開草案は、連結財務諸表原則の起草時期に公表されたため、その作成過程において検討の対象とされたと思われる<sup>(8)</sup>。

なお、同公開草案は、1976年6月に最終基準（国際会計基準第3号）となり、公表された。同公開草案の「序説」には、次のような特殊事項は取扱わないことが明らかにされている。

- ①企業合併または企業結合に関する会計処理の諸方法、およびそれらの連結上の影響
- ②のれんに関する会計処理
- ③子会社株式の段階的な取得又は処分に関する会計処理
- ④子会社による株式発行に関する会計処理
- ⑤相互株式所有についての会計処理

上記の特殊事項については、わが国では、昭和42年の意見書でも扱われてお

---

(6) なお、この規定は1982年に、SECのレギュレーションが改正され、個別財務諸表の提出は不要とされた。

(7) Equity method は、それまでは「実価法」とよばれていたが、この公開草案第3号の公表以後は、「持分法」という訳語が定着した。

(8) 番場他1975の黒澤氏の発言（101頁）にも、「このようにして国際的にまとめられた基準を十分に参酌したということになります」とある。

らず、本格的な検討は1997年の連結財務諸表原則改訂まで行われなかった。

米国の連結会計の基準について、黒澤1975（2-3頁）では、次のように述べている。

「…アメリカの企業会計は非常に進歩したものであるという前提の上に立ち、連結財務諸表原則の設定に当たっても、アメリカの基準をそのままとり入れるという傾向がかなり強かったようである。たとえば、資本連結において消去差額はかならず原因分析を行って処理すべきであるとか、非連結子会社または関連会社について持分法の適用を強制するとか、いわゆる特定引当金を頭ごなしに利益留保とみなして、資本の部に振替えるとか、その他弾力性のない主張が強かったのであった。

こうしたわが国の会計的風土とかけはなれた連結財務諸表原則を、企業会計審議会が設定するものとしたら、それはたしかに招かれざる客にほかならないだろう。…」

### 3. 1975年連結財務諸表原則における基準差異

#### (1) 連結財務諸表制度の差異

制度制定の経緯やわが国にとって初めて採用する制度ということもあり、連結財務諸表制度は、当初、例えば米国の制度とは、次のような差異があった。

- ①連結財務諸表は「添付書類」（4か月以内に提出）であり、本体はなお単体（個別財務諸表）であったこと。
- ②制度制定時までに、ADR等の発行会社については、すでに米国基準（いわゆるSEC基準）により連結財務諸表を開示してきていたため、これをわが国の証券取引法上も認めることとされたこと。
- ③非連結子会社および関連会社に対する持分法については、当面適用しないものとされたこと。
- ④税効果会計をとり入れることは否定しなかったが、これを強制しないこと

とされたこと。

- ⑤重要な子会社であって、連結の範囲から除外されたものがあつたときは、その子会社の個別財務諸表を同時に提出等の措置<sup>(9)</sup>を講ずるとされたこと。

わが国の連結財務諸表制度は、本体は個別財務諸表で連結は添付書類の位置づけであったこと、企業結合の会計基準を定めずに連結財務諸表原則のみで制度を手当てしたこと、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成するという基準性原則の規定をおいたこと等に起因して、例えば、次のような問題が生じたと考えられるが、問題の指摘にとどめ、それ以上の検討は本稿では省略する。

- ①個別財務諸表を重視する立場から、子会社や関連会社との取引の会計処理を巡る問題が、その後も会計実務の問題として長く存続したこと<sup>(10)</sup>。
- ②合併の形態をとる企業の取得行為やすでに支配下にある会社等の合併により、資産の評価益が計上され、それがそのまま連結財務諸表に取り入れられる結果となる場合が生じたこと。
- ③子会社等に資産を売却した場合に、連結財務諸表では未実現利益の消去手続により売却益が消去されるが、当該子会社を合併することにより、合併受け入れ資産が時価評価されてしまい、結果として、元の未実現利益が実現してしまうという結果となる場合が生じたこと。
- ④基準性原則の考え方が厳密に解釈され、結果として、企業集団に含まれる企業の会計方針の統一が阻害されることになったこと<sup>(11)</sup>。

---

(9) 昭和51年10月に公表された連結財務諸表規則では、「当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。(5条3項)とされた。実務的には、インフレーション会計を適用している子会社を非連結とし、要約財務諸表を注記している例がある。

(10) 例えば、日本公認会計士協会の監査委員会報告第22号「子会社又は関係会社の株式及びこれらに対する債権評価の取扱い」(昭和51年3月)、監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」(昭和52年8月)といったものは、連結財務諸表制度の導入後も長く存続することになった。

(11) 基準性原則については、小宮山2012 27-29頁を参照されたい。

- ⑤税効果会計が任意適用（一部のみの適用も可能であった）とされたため、長い間企業の採用率が低く、また連結固有の項目（主に未実現利益の消去）のみに適用するといったある種の利益調整的な処理が行われたこと<sup>12)</sup>。

## (2) 連結範囲等の基準の差異

1975年連結財務諸表原則は、米国基準や国際会計基準（IAS）第3号と比較すると、次のような差異が認められる。

### a. 連結の範囲

連結財務諸表原則は、「親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に保有している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。」とされており、過半数持株基準が採用されていた。

米国の基準は、連結財務諸表は、他の会社の支配的持分を有する場合には、適正な表示をするために通常必要としていた。さらに、この「支配的持分」を有するための通常条件は、過半数の議決権持分を有することであるとし、原則的には過半数持株基準であった。IAS第3号も、議決権の過半数所有を支配と定義していたが、①資本金の2分の1を超える株式を所有しているが議決権の過半数を所有していない場合、または、②法令又は契約により財務方針および営業方針の支配力を有している場合も子会社として取り扱われるとしていた。

連結財務諸表原則は、連結から除外する場合として、①更生会社、整理会社等有効な支配従属関係が存在しない、②破産会社、清算会社、特別清算会社等継続企業と認められない、③過半数を一時的に所有する、④連結により利害関

12) 「会社の決算と開示」中央経済社刊の各年度版によると、90年代以後に連結固有の項目のみに税効果会計の採用の増加傾向が見られる。また、醍醐1995 162-162頁では、昭和63年から平成4年までに税効果会計適用へ変更した上場会社16社を調査したところ、そのうち14社が連結固有の項目だけに関わる税効果の適用であり、いずれも利益が拡大傾向に転じているとしている。

係者の判断を誤らせるおそれがある、の4つを挙げ、また、重要性が乏しい場合には連結の範囲に含めないことができるとしていた。

米国の基準では、ARB 第43号第12章により、外国会社（例えば、為替の統制や制限のある場合）について、さらに、ARB 第51号により、①支配が一時的、②少数株主持分が連結純資産に占める親会社の株主持分に比して相当大きい場合、③支配が過半数所有者に存しない場合（例えば、子会社が更生会社または破産会社である場合）、④ある会社グループが構成において異質である場合（いわゆる異種営業で、例えば、製造業の金融業子会社の場合）については、連結を求めないものとされていた。IAS 第3号では、①支配が一時的、②資産及び営業に対する親会社の支配が阻害されている状況に、連結の範囲から除外されるとされていた。また、異種営業については、連結財務諸表と子会社の個別財務諸表を提示した上で、連結の範囲から除外することができるとされていた<sup>(13)</sup>。

なお、重要性のない子会社の考え方については、昭和51（1976）年10月に、証券局長通達「連結の範囲に関する重要性の原則適用の監査上の取扱い」が出され、資産及び売上高のいずれも10%以下である範囲において子会社を連結の範囲から除外することができることが明らかにされた<sup>(14)</sup>。

## b. 持分法の適用範囲

連結財務諸表原則では、議決権の20%以上を実質的に保有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合が、「関連会社」とされ、非連結子会社と関連会社に

(13) なお、公開草案の第21項では、この場合の連結除外は主観的で認められないとされていたが、確定基準ではこのように修正されている。

(14) 日本基準の算式の分子は、非連結子会社の総資産（売上高）の合計額であり、分母は、親会社及び連結子会社の総資産（売上高）の合計額である。この取扱いは、当時の米国 SEC の10%ルールを参考としたと考えられるが、米国基準は、重要な子会社の要約個別財務諸表を記載させるための基準であるのに対し、連結除外の基準である点で性格が全く異なる。また、内部取引の消去前の数値を利用できる等の連結実務上の便宜も加味されていた。

については持分法が適用されるとしている。(ただし、(1)で述べたように当面強制はされなかった。)米国基準では、20%未満であっても重要な影響力があれば持分法の対象となった。IAS第3号では、関連会社の定義として、被投資会社の議決権保有割合が20%に達しない場合には、明らかな反証が認められない限り、重要な影響力を有していないと推定すべきとしていた。

#### 4. 1975年連結財務諸表原則における基準差異の影響

1975年連結財務諸表原則の連結範囲の問題を検討する際には、当初強制適用とされなかった持分法の適用の問題と併せて検討することが必要である。表1は、連結財務諸表制度の導入当初である1979年から1983年までについて、東京証券取引所第1部上場企業300社について、連結財務諸表の作成、連結の範囲、持分法の適用の状況について要約したものである<sup>(15)</sup>。

表1 導入当初の連結と持分法

	1979	1980	1981	1982	1983
連結財務諸表作成					
国内基準	183	183	190	197	199
SEC基準	32	33	33	32	27
小計	215	216	223	229	226
全子会社を連結	20	17	15	15	13
持分法適用					
国内基準	25	26	29	33	38
SEC基準	32	31	32	31	26
小計	57	57	61	64	64

(15) 「会社の決算と開示」中央経済社刊の各年度版から抽出した。

表1によると、連結財務諸表作成企業の数には微増であり、また、持分法適用を行った企業数は300社の中で極めて少数派で推移している。米国基準<sup>(16)</sup>やIASでは、議決権の過半数を保有する場合以外でも、連結の範囲に含められる余地を残している。しかし、1975年連結財務諸表原則では、議決権の過半数所有を必須の要件としており、それ以外の会社が連結対象となる余地がない。このため、過半数を超えないように持分を調整するということが行われていた。持分法が適用しないことが許容されていたため、重要な子会社を過半数未満の持分（例えば、45%）とすれば、連結の範囲から除外する（場合によっては、連結財務諸表の作成は不要とする）ことが可能であり、また、この場合持分法を適用しなければ、対象企業の業績等を財務諸表に反映しないことができ、業績不振企業や新規事業立ち上げ時の損益を除外する手段を与えていた<sup>(17)</sup>。なお、連結財務諸表の導入時期にも、持分比率の調整が行われていたという指摘もある<sup>(18)</sup>。

持分法の適用については、日本公認会計士協会が連結財務諸表制度のより一層の充実を図るため、昭和55年6月「持分法の早期適用に関する提言」を発表した。この提言では、「持分法の適用については会社の自主性に委ねるだけでなく、早急にその適用時期を定め強制的に適用することが望ましい。」としていた<sup>(19)</sup>。大蔵省は昭和56（1981）年4月に連結財務諸表規則の一部改正を行い、

---

(16) なお、米国では、SECが1986年にルールを改正し、議決権によらない他の方法により親子関係が存在する場合には、技術的には過半数を所有していない企業を連結することを要することを明確にした。

(17) このような状況はかなり長期間にわたり存続した。典型的な事例に、平成12年7月に民事再生法の適用を申請した「そごう」の事例がある。直接に過半数の議決権を保有せずに、特定の個人（役員）が保有する企業の傘下にはほとんどのグループ企業をおき、その借入の債務保証を「そごう」が行っていたという事例である。

(18) 醍醐1995 128-138頁では、1975年3月期を基準として、持分比率50%または20%前後の被投資会社について上場企業74社を調査し、持分比率の増加により子会社または関連会社となったものが、それぞれ15社と10社あり、また、子会社又は関連会社から除外されたものが、それぞれ25社と21社あったことが指摘されている。

(19) JICPA 1988 38-39頁

昭和58（1983）年4月1日以降に開始される連結会計年度から持分法を全面的に適用することとされた。

連結財務諸表制度の導入当初は、持分法を適用しないことができることは、当時の連結財務諸表規則に附則をおくことで明らかにされていた。表2は、持分法の適用開始前後の1983年から1987年の東京証券取引所第1部上場企業300社について、連結財務諸表の作成企業数、連結の範囲、持分法の適用の状況を要約したものである<sup>(20)</sup>。なお、調査対象企業には3月決算企業以外も含まれているため、附則の対象から外れるのが2年間にまたがっている。

表2 持分法強制前後の連結と持分法適用の状況

	1983	1984	1985	1986	1987
連結作成企業	226	239	251	256	256
連結の範囲					
全て	13	16	15	16	16
重要な子会社のみ	213	223	236	240	240
持分法適用					
米国基準	26	27	25	25	21
日本基準	38	112	173	174	180
小計	64	139	198	199	201
不適用の理由					
重要性	1	39	48	48	47
該当会社なし	3	4	5	5	8
附則による	158	57	0	0	0

表2からは、強制適用により、連結財務諸表作成企業の8割近くが対象と

<sup>(20)</sup> 「会社の決算と開示」中央経済社刊の各年度版から抽出した。

なったことがわかる。持分法の適用初年度には、連結剰余金計算書において適用初年度の期首剰余金の累計額を表示する方法として、剰余金の期首残高の次に表示する方法と、剰余金の当期増減額に表示する方法とが認められたが、強制適用により、剰余金の減少（または欠損金の増加）となる金額が著しく多額となる事例が多数見られた。表2では、持分法の適用により連結財務諸表作成企業が増加しているようにも読みとれる<sup>(21)</sup>。持分法の適用の対象となる関連会社についても、1975年連結財務諸表原則では、20%の議決権の保有を必須要件としていた。米国基準とIASでは、20%未満でも適用対象となる場合があった。このため、わが国では、持分比率が20%以上にならないように調整することも、実務上見られた。なお、この時期にも、関連会社の持分の移動がみられたとの指摘がある<sup>(22)</sup>。

前述したようにわが国では連結財務諸表制度の開始時に、重要性が乏しい場合には連結の範囲に含めないことができるという規定を受け、昭和51（1976）年10月に、証券局長通達「連結の範囲に関する重要性の原則適用の監査上の取扱い」が出され、資産及び売上高のいずれも10%以下である範囲において子会社を連結の範囲から除外することができることとされていた。表1及び表2からも明らかなように、すべての子会社を連結していた企業はごく少数であった。

表3は、1988年3月期から1992年3月期までの所有子会社の連結比率を示したものである<sup>(23)</sup>。COFRI 1993では、このデータについて、単純な会社数の比率を示したものであり、企業集団の中で占める売上高、総資産、当期純利益の

---

(21) もっとも、持分法の強制適用と同時期に、子会社の連結除外基準の10%基準で、利益基準が新たに加えられており、どちらの影響によるのかは明らかではない。

(22) 醍醐1995 138-139頁によれば、1981年3月期を基準として上場企業31社について、持分比率20%前後の変動を調査したところ、新たに関連会社となったものが11社、関連会社から除外されたものが9社あったとされている。

(23) 東京証券取引所「平成4年3月期連結財務諸表に関する実態調査」による。COFRI 1993 84頁より転載。

割合といった要素を含んでいないが、重要性基準（10%基準）が満たされていることを前提とすると、わが国の企業グループには比較的規模の小さな子会社が多いことを示していると解釈できると分析している。

表3 連結に含まれた子会社数

	1988	1989	1990	1991	1992
連結情報提出会社数	613	727	792	828	860
所有子会社数	20,326	24,100	27,490	30,622	32,819
連結子会社数	6,178	8,785	11,269	13,346	14,844
連結比率	30.4%	36.5%	41.0%	43.6%	45.2%

もっとも、証券局長通達では、「実務を通じて一般に公正妥当と認められる慣行が確立されるまでの間の当面の取扱いであること」、「規模の小さいものから順次非連結子会社とするような機械的な計算によらず、経営、取引等の関係の濃淡をも考慮すること」、「相当の期間にわたり連結の範囲の継続性が維持されるように配慮すること」といった留意事項を多く含んでいた。しかしながら、これらの配慮よりも、10%を最大許容度とした実務運用が行われたという面が強い。この重要性基準は、①連結作成の要否の重要性基準と連結範囲から除外する重要性基準の2面から機能していた点と、②当初は総資産と売上高のみを対象としており利益や剰余金は含まれていなかった点は留意が必要である。例えば、連結による影響が12%程度の場合に、約2%分のみを連結すれば残りの約10%は連結除外し、また、総資産と売上高が相対的に小規模であれば、欠損金が多額の子会社も連結除外することがルール上は可能であった。

1989年9月から1990年6月まで行われた日米構造協議では、系列関係のディスクロージャーの問題が大きな課題となった。この中では、関連当事者間取引に係る情報開示、連結財務諸表制度の問題が米国側から提示された。この中で、連結範囲の問題も採り上げられ、最終報告では明記されていないが、このよう

な数値基準が仮に事実上連結の範囲を制限するような問題があるとすれば、制度の趣旨に背くことにもなりかねないので、その点は今後関係者の意見も聞きながら監査実務の適正化の観点から前向きに検討すること適当とされた<sup>24)</sup>。

連結の範囲から除外できる資産基準、売上高基準及び利益基準（いずれも10%基準）は、連結財務諸表規則取扱要領に規定されていたが、平成5（1993）年3月に削除され、平成6年4月1日以後開始する事業年度（平成7年3月期）から、この算定式が規則上は明示されないことになった。これに伴い、日本公認会計士協会から監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」が公表された。同報告では、剰余金を判定基準に加えるとともに、「3ないし5%」が実務上の指針<sup>25)</sup>として示されていた。ただし、①中長期の戦略上の重要な子会社、②一業務部門の業務について全部又は重要な一部を実質的に担っていると考えられる子会社、③セグメント情報の開示に重要な影響を与える子会社、④多額の含み損失や発生の可能性の高い重要な偶発事象を有している子会社は、連結の範囲から除外することができないとされたことには留意を要する。

表4は、10%基準の廃止年度（1995年3月期）を含む、東京証券取引所第1部上場会社300社の3年間の連結の範囲と持分法の適用の状況を比較したものである<sup>26)</sup>。連結財務諸表作成の有無、持分法の適用にいずれについても、10%基準廃止の影響で対象が拡大したことが表れている。1995年3月期決算では、単独決算を発表した1418社の内1069社（144社増）が連結を作成し、対象子会社は20719社（4995社増）、持分法適用対象も6467社（427社増）とされている<sup>27)</sup>。ただし、10%基準の廃止により、非連結子会社や関連会社に持分法が適用されないように、出資比率を20%未満に抑え、意図的ともとれる連結外しが散見さ

24) 中川1990 21-22頁

25) この実務上の指針としての数値は、その後、平成14年7月に同報告の改正により削除されている。

26) 朝日監査法人編「会社の決算と開示1996年版」中央経済社刊から抽出した。

27) 小野1995 34頁

れたといわれる<sup>(28)</sup>。

表4 1995年前後の連結範囲と持分法適用の推移

	1994	1995	1996
連結財務諸表作成	278	287	288
全子会社を連結	21	25	22
持分法			
適用	216	237	241
重要性基準で非適用	53	49	32

連結の範囲や持分法の適用範囲について、1975年連結財務諸表原則の実務上の運用による影響には、これまで述べたこと以外に、例えば、次のようなものがある<sup>(29)</sup>。

- ①「他の会社における議決権」と規定したため、組合（例えば、民法上の組合や商法の匿名組合）、信託といった会社以外の形態で事業類似行為を営む場合に、連結にこれらを含めるという実務が発達しなかったこと。米国のARB第51号はCorporation、IAS第3号はcompany（1988年以後はenterprise）であるが、柔軟な解釈が行われていたと考えられる。
- ②更生会社等や破産会社等の連結除外については、そのような会社の状態が強調されすぎたこと。更生会社のスポンサーとなる場合や親会社の実質的な監督下で清算が進められる場合には、連結対象に含めた方が適切な場合がある。ARB第51号では、支配が過半数所有者に存しない場合の例示として、更生会社と破産会社を挙げている。

<sup>(28)</sup> 小野1995 39頁

<sup>(29)</sup> これらの問題については、1997年の改訂で、会社に準ずる事業体の概念の導入や連結除外される会社の規定の変更により手当てがされた。

## 5. その後の会計基準の動向

以下では、1975年連結財務諸表原則公表後から1997年にその改訂がおこなわれるまでの、米国基準とIASの動向を、簡単に概観しておく。

### (1) 米国基準の動向

#### a. 基準書第94号

すでに3(1)で述べたように、ARB第43号及び第51号では、いくつかの連結除外が認められる場合について規定していた。1987年10月に公表されたFASB基準書第94号では、これらのうち、①外国会社の場合、②少数株主持分が連結純資産に占める親会社の株主持分に比して相当大きい場合、③ある会社グループが構成において異質である場合（いわゆる異種営業で、例えば、製造業の金融業子会社の場合）について、連結除外を可能とする規定を削除した。

これは、主として上記③の異種営業の問題を対象とした基準改訂であった。企業の多業種化による異業種への参入の中では、金融サービス分野への拡大が多く、この結果、製造業、商業に従事する企業が金融、保険、不動産、リース等の子会社を保有するようになり、これらが異種営業を理由として、多くの場合に連結から除外されたのがその背景にあるといわれている<sup>(30)</sup>。

また、このFASB基準書第94号では、同時にAPB意見書第18号の、連結財務諸表において非連結過半数所有子会社を会計処理するために持分法を使用するという要求を削除した。これにより、結果的に、非連結子会社に対する評価規定がなくなることになった<sup>(31)</sup>。

---

<sup>(30)</sup> 山田1988 3頁

<sup>(31)</sup> なお、わが国の米国基準採用企業では、異種営業の連結除外廃止による影響よりも、この持分法の規定の削除により、連結子会社数が増加する例（例えば、日立製作所）が見られた。

## b. FASB の連結プロジェクト

FASB は、1982年に、連結や持分法に関する会計処理の諸問題を扱うプロジェクトを審議テーマに加えた。このプロジェクトの初期において検討されたのが、a. で述べた異業種子会社の問題であった。FASB は1991年9月に討議資料 (DM) 「連結方針と連結手続」を公表した。その後、連結方針の検討に優先順位がおかれることになったが、1995年10月になり、公開草案「連結財務諸表：方針と手続」が公表された。

以下では、本稿に関係した範囲で、この公開草案の概略を述べることにする。

### ①支配の定義

ある事業体の支配とは、その事業体の資産に対する力、すなわち、支配事業体が自らの資産を使用しうると実質的に同じように、他の事業体の個々の資産を使用し、または、その使用を指示する力とされていた。

### ②実質支配の推定

ある事業体が直接又は間接に次のような状況の一または二以上に該当する場合には、反証のない限り他の事業体に対する実質的支配が存在するものと推定する。

- (a) 高い比率の少数議決権持分（おおむね40%程度）を所有し、他の当事者（または当事者グループ）が重要な持分を有していない。
- (b) 統制機関のメンバーの候補者を指名する手続を左右し、選挙での投票権の過半数を占める能力が最近の選挙で立証されている。
- (c) 所有者の選択により過半数の議決権持分に転換可能な権利を保有する。
- (d) 設立された事業体に議決権が存在せず、基本定款等で設立者以外の事業体が定款等規定を変更できず、実質的にすべての将来の経済的便益を設立者に与えるような規定が存在する。
- (e) 単独で事業体を解散し、事業体の個々の資産の支配を承継する一方的な能力を有する。

(f) 唯一の無限責任パートナーシップ持分を有する。

また、支配の存在を推定せしめる程度の状況にいたらない場合でも、支配の存在を否定することにはならないとして、別途、実質的支配の指標も掲げていた。さらに、Appendixの中で、支配概念に当てはまるようにも見えるが、支配にあたらぬ関係（例えば、管理者と管理事業体）も掲げていた。

## (2) IASの動向

### a. IAS第27号

1989年4月（承認は、1988年6月）に、IAS第27号「連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理」が公表された。この基準により、持分法に関する部分を除くIAS第3号が差し替えられた。主要な変更点には、つぎのようなものがある。

①支配の定義が、「ある企業の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右する力をいう。」とされた。

②企業の議決権の過半数所有は、かかる所有が支配とならないという明らかな反証が認められる例外的な状況を除き、支配が存在していると推定される。次に場合には支配が存在する。

(a) 他の投資会社との協定により、議決権の過半数を支配する力を有する。

(b) 法令又は契約によって、企業の財務方針及び営業方針を左右する力を有する。

(c) 取締役会又は同等の経営機関の構成員の過半数を、選任又は解任する力を有する。

(d) 取締役会又は同等の経営機関の会議において、過半数の投票権を有する。

③一般に連結から除外する子会社

(a) 支配が一時的

(b) 親会社の資金送金が長期に制限のある下で経営される子会社

1975年連結財務諸表原則とは、③(a)の支配が一時的の場合の連結除外を除き差異が生じている。

b. IAS 第28号

1989年4月（承認は、1988年11月）に、IAS 第28号「関連会社に対する投資の会計処理」が公表された。この基準により、持分法に関するIAS 第3号が差し替えられた。主要な変更点には、つぎのようなものがある。

- ①重要な影響力の定義が、「被投資会社の財務方針及び営業方針を支配することはないが、それらの方針の決定に関与する力」とされた。
- ②保有している議決権割合が20%以上である場合には、明らかな反証が認められない限り、当該投資企業は、重要な影響力を有している推定されることが明示された。
- ③資金送金が長期に制限のある下で経営される関連会社と、もっぱら近い将来において処分する目的で取得され保有されている関連会社投資は、原価法で会計処理される。

1975年連結財務諸表原則とは、前述のように20%未満でも持分法の適用の余地がある点と、非連結子会社への適用の規定がない点が異なる。

c. 公開草案第32号

1989年1月の公開草案第32号（E32）「財務諸表の比較可能性」では、IAS 第22号「企業結合」について、主にのれんの処理や少数株主持分の測定について改訂を提案していた。ただし、連結の範囲や持分法に関する提案はなかった。

## 6. 1997年連結財務諸表原則

1997年の連結財務諸表原則の改訂を含む企業会計審議会意見書では、「証券取引法（当時）に基づくディスクロージャー制度においては、これまで個別情報を中心としており、連結情報は個別情報に対して副次的なものと位置付けられてきた。しかし、多角化・国際化した企業に対する投資判断を的確に行ううえで、企業集団に係る情報が一層重視されてきているため、連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図る。」とされた。

連結財務諸表原則に関する全面的な見直しに当たっては、当時のIASや米国において検討が進められていた連結プロジェクトの状況を踏まえて行われた。意見書で述べられている連結の範囲と持分法の適用範囲に関する主要な改訂点は、次のように要約される。

### (1) 連結の範囲

子会社の判定基準として、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入し、他の会社（会社に準ずる事業体を含む。）の意思決定機関を支配しているかどうかという観点から、子会社を判定することされた。議決権の過半数を実質的に所有していることに加えて、議決権の所有割合が50%以下であっても、高い比率の議決権を有しており、かつ、例えば、次のような他の会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合が含まれた。

- ①議決権を行使しない株主の存在により、株主総会の議決権の過半数を継続的に占める。
- ②役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会の議決権の過半数を継続的に占める。
- ③役員もしくは従業員である者（あった者）が、取締役会の構成員の過半数を占める。

#### ④重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等の存在

また、更生会社、整理会社、破産会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在せず組織の一体性を欠くと認められる会社<sup>(32)</sup>は子会社に該当しないものとされた。①支配が一時的と、②連結することにより利害関係者の判断を誤らせるおそれのある会社は、連結の範囲に含めないこととされた。

具体的な判定基準については、さらに平成10（1998）年10月に、関係省令の改正に先立ち、企業会計審議会から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」が公表された。この「具体的な取扱い」では、自己の計算で所有している高い比率の議決権を40%以上とした上で、①「出資、人事、資金、技術、取引において緊密な関係にある者（緊密者）」と「同一内容の議決権を行使することに同意している者（同意者）」を協力株主に加えて議決権の過半数を占めている場合、②役員もしくは従業員である者（あった者）が取締役会の構成員の過半数を占める場合、③重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等の存在する場合、④他の会社等の資金調達額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む）を行っている場合、⑤その他他の会社等の意思決定機関を支配していると推測される事実のいずれかの要件に該当する場合は子会社に該当するとしている。さらに、自己の計算において所有する議決権（議決権を有していない場合を含む<sup>(33)</sup>）と緊密者及び同意者の所有している議決権を合わせて議決権の過半数を占めており、かつ前述の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合も子会社となるとしている。

なお、この「具体的な取扱い」では、特別目的会社<sup>(34)</sup>について、その出資者

(32) したがって、支配していると認められる場合には、連結対象となり、1975年連結財務諸表原則と異なる規定となっている。

(33) この要件を加えることによって、特に、当時の金融機関等において、グループ会社を連結に加える範囲がかなり拡大したものと考えられる。

(34) 特定目的による資産の流動化に関する法律第2条第2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいうとされている。

及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いが加えられた。

日本公認会計士協会からも、平成10（1998）年12月に、監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」が公表され、さらに詳細な指針が示された。なお、同報告では、金融機関が融資先である会社に経営支援を行っている場合と、ベンチャーキャピタルが所有する株式について、子会社に該当しないものとする取扱いが追加された。

## (2) 関連会社の範囲

関連会社の判定基準として、影響力基準を導入し、親会社及び子会社<sup>(35)</sup>が、子会社以外の他の会社（会社に準ずる事業体を含む。）の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができるかどうかという観点から、判定することとされた。関連会社の範囲に、他の会社に対する議決権の割合が20%未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、たとえば、重要な契約の存在等により財務及び営業の方針決定に重要な影響を継続的に与えることができると認められる場合が加えられた。

具体的な判定基準については、連結の範囲で述べた「具体的な取扱い」が公表された。関連会社については、一定の議決権を15%以上とした上で、①役員もしくは従業員である者（あった者）が代表取締役、取締役等に就任している場合、②重要な融資を行っている場合、③重要な技術を提供している場合、④重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引がある場合、⑤その他他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができると推測される事実の存在のいずれかの要件に該当する場合は、関

<sup>35)</sup> 1975年連結財務諸表原則では、連結子会社とされていたが、非連結子会社の所有する持分も含めるよう改訂されている。

連会社に該当するとしている。さらに、自己の計算において所有する議決権（議決権を有していない場合を含む）と緊密者及び同意者の所有している議決権を合わせて議決権の20%以上を占めており、かつ前述の①から⑤までのいずれかの要件に該当する場合も関連会社となるとしている。

また、更生会社、整理会社、破産会社等であって、かつ、当該会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社は関連会社に該当しないものとされた。20%以上の所有が一時的な場合（重要な影響力を与える認められる場合を除く）も関連会社に該当しないものとされた。

### (3) 1997年連結財務諸表原則における基準差異

1997年の連結財務諸表原則の改訂にあたっては、国際的に広く採用されている連結のルールを比較検討する作業が行われた。このため、改訂された原則は、当時のIASとかなり接近したものとなった。ただし、以下のような事項については、差異が認められた。

#### a. 連結の範囲等

##### ①支配の定義

子会社を決定するための「支配」について、「他の会社の意思決定機関を支配していること」としていた。当時のIAS第27号は、支配の定義を、「ある企業の活動から便益を得られるように、当該企業の財務方針及び営業方針を左右しうる力をいう。」とされていた。このため、例えば、議決権以外の方法により、ある事業からの大部分の便益を得る（または損失を負担する）ことになるような事業体の連結の可否については、結果が異なる場合も想定された。

##### ②支配を示す一定の事実

すでに(1)で述べたような、4つの事実が例示されていた。IAS第27号の例

示と比較すると、実質的な違いは、「議決権を行使しない株主の存在により、議決権の過半数を継続的に占めることができる」<sup>36)</sup>がある点である。また、これらの事実については、その後公表された「具体的取扱い」により詳細なガイダンスが加えられたため、実務運用の画一性は、改訂原則の方がはるかに高いものと考えられる。IAS 第27号には、「具体的な取扱い」で示された、40%という数値基準はない。

### ③連結除外の規定

改訂原則は、子会社に該当しない会社として、「更生会社、整理会社、破産会社等であって、かつ、有効な支配関係が存在せず組織の一体性を欠くと認められる会社」を示し、さらに、連結の範囲に含めない子会社として、①支配が一時的と、②連結により利害関係者の判断を誤らせるおそれのある会社<sup>37)</sup>を示している。さらに、重要性の乏しい子会社の連結除外を認めている。IAS 第27号では、①支配が一時的と、②親会社への資金送金制限が長期の場合についてのみ、連結除外の規定がある。

### ④特別目的会社の取扱い

「具体的な取扱い」では、特別目的会社について、その出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いが加えられた。IAS 第27号では、このような例外規定はない<sup>38)</sup>。なお、改訂原則では、特別目的会社に対して評価規定（持分法の適用の有無の規定）がない。

---

36) ただし、これについては、その後の「具体的取扱い」でも言及されなかった。これは、不行使の比率等の設定が困難であったことによると考えられるが、結果的には、この条項は実務上の判定では使われなかったものと思われる。

37) 森田他2000 45頁によれば、特定の子会社を想定したものではなく、一種の弾力条項として設けられたとされている。

38) ただし、1998年6月にSIC（解釈指針書）第12号「連結—特別目的事業体」が公表され、検討すべき支配の指標（事業活動、意思決定、便益、リスク）を示し、SPE との関係の実質が支配されていることを示すのであれば連結すべきとしていた。

## b. 持分法の適用範囲

### ①非連結子会社への適用

改訂原則でも、1975年連結財務諸表と同様に、持分法の適用される会社を非子連結会社と関連会社としていた。IAS 第28号は、関連会社に対する投資の会計処理を扱っており、非連結会社子会社に対する持分法の適用についての規定はない。(なお、米国でも、5(1)で述べたように、1987年に非連結子会社に持分法を適用するという規定が削除されている。)

### ②関連会社の判定基準

改訂原則では、関連会社の範囲に、他の会社に対する議決権の割合が20%未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、たとえば、重要な契約の存在等により財務及び営業の方針決定に重要な影響を継続的に与えることができるものと認められる場合が加えられた。「具体的な取扱い」では、この一定の議決権は15%とされた。IAS 第28号では、「重要な影響力」を有しているかどうかで判定され、このような数値基準はない。

### ③適用除外の規定

改訂原則では、連結の範囲の場合と同様に、更生会社、整理会社、破産会社等と、20%以上の所有が一時的な場合（重要な影響力を与える認められる場合を除く）も関連会社に該当しないものとされた。IAS 第28号では、このような規定がなかった<sup>(39)</sup>。

### ④ジョイント・ベンチャーへの適用

改訂原則では、合弁会社（ジョイント・ベンチャー）については、持分法が適用されるとしている<sup>(40)</sup>。1990年に公表されたIAS 第31号では、共同支配

---

(39) ただし、2000年のIAS 第28号の改訂により、近い将来処分予定で保有している場合と、資金送金制限が長期の場合が、適用除外に付け加えられた。

(40) 意見書の前文によれば、渾然一体となっている合弁会社の資産、負債等を一律に持分比率で按分して連結財務諸表に計上することは不適切であるとの指摘がなされていること等を考慮して、比例連結は導入しなかったとされている。

投資企業については、比例連結と持分法のいずれかにより会計処理するとされてきた。

## 7. 1997年連結財務諸表原則における差異の影響

### (1) 連結の範囲

#### a. 実質支配力基準等の導入の状況

表5は、改訂連結財務諸表原則が適用された2000年3月期をはさんだ3期の連結子会社の変化<sup>(41)</sup>を比較したものである。「決算開示トレンド平成16年度版」では、1999年から2000年にかけて、50社以上の子会社を連結している会社数が増加しており、逆に20社未満の子会社を連結した会社数が減少しており、これは改訂連結財務諸表原則の支配力基準の採用に伴うものと分析している。また、同書では、ここでは示されていないが、1999年から2000年にかけて持分法適用会社の会社数が減少しており、従来持分法適用会社であった会社が子会社化したものとも分析している。

表5 連結子会社数の変化

	1999	2000	2001
5社未満	21	12	9
5社以上10社未満	39	34	28
10社以上20社未満	60	54	58
20社以上30社未満	37	38	44
30社以上50社未満	55	55	47
50社以上100社未満	56	67	71
100社以上200社未満	22	24	27
200社以上	10	26	16
合計	300	300	300

(41) 日本公認会計士協会編「決算開示トレンド平成16年版」中央経済社刊によっている。調査対象企業は、1部上場企業288社、2部上場会社の12社の合計300社(米国基準の会社を含まない)である。

表6は、1999年から2006年までの連結の範囲の状況（連結に含めた子会社の範囲と非連結の理由）を要約したものである<sup>(42)</sup>。表6からは、全子会社を連結している企業数は微増してはいるものの、調査対象会社の20%程度にとどまっている。ただし、2003年以降は、日本公認会計士協会の監査委員会報告第52号の重要性の数値基準の記述が削除された後であり、それが企業数の増加に影響しているものと考えられる。また、非連結子会社とする理由の中で、更生会社や清算会社の数が減少傾向にあり、改訂原則により、「更生会社、整理会社、破産会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在せず組織の一体性を欠くと認められる会社は子会社に該当しない」とされた（つまり、形式より実質の重視）ことが影響しているものと考えられる。

表6 連結の範囲

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
全子会社連結	88	49	50	55	61	57	60	63
一部子会社連結	387	251	250	245	239	243	240	237
計	475	300	300	300	300	300	300	300
非連結の理由								
重要性	20	249	244	243	234	239	233	235
更生会社	4	1	1	2	1	1	0	0
清算会社	69	33	21	17	2	4	5	7
休眠会社	15	7	8	2	1	5	6	5
一時所有	2	1	1	1	3	3	1	3
その他	8	5	4	4	6	1	1	2

(注 1999年は対象500社の集計数値である。また、この年は重要性が乏しい旨だけを記載した企業数を集計していない。)

(42) 日本公認会計士協会編「決算開示トレンド 平成16年版」「決算開示トレンド 平成19年版」中央経済社刊によっている。調査対象企業は、1部上場企業288社、2部上場会社の12社の合計300社（米国基準の会社を含まない）である。

前述したように、改訂基準とその後に公表された「具体的取扱い」では、連結の範囲については議決権の40%、持分法の適用会社については議決権の15%という数値基準が示されていた。緊密者や同意者の所有する議決権を加えて、支配や重要な影響力を判定するという実質判定のルールであったため、1975年連結財務諸表原則のように、形式的に持分比率を調整することにより、適用除外とする余地は極めて少ないものと考えられる。

そのような極めて少ない事例となってしまったのが、2005年4月に明るみに出たカネボウ事件である。カネボウでは、毛布を介在させた宇宙遊泳と呼ばれた一種の循環取引を通じて粉飾決算を行ったことが報道されている。この際に、改訂原則の適用時期であった2000年3月期前に、関係するグループ企業への持株比率を15%未満にするという操作が行われていたといわれている<sup>(43)</sup>。つまり、その他の関係者の持株所有は報道等で明らかにされていないものの、15%未満であれば、「具体的な取扱い」によれば、関連会社に該当せず、また、緊密者として他の判定に関わってることがなく、取引高、未実現利益の消去、損失の取り込みに影響しないことに着目したものと思われる。すなわち15%という数値基準が悪用されてしまった典型例と思われる。

#### b. 特別目的会社等の連結問題

「具体的取扱い」では、一定の要件を満たす特別目的会社について、出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いが加えられた。「具体的取扱い」で示された要件は、次のようなものであった。

「特別目的会社<sup>(44)</sup>については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設

(43) この辺の事情は、高橋篤史「粉飾の論理」東洋経済新報社2006の63-79頁に詳しい。

(44) 特定目的による資産の流動化に関する法律第2条第2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいうとされている。

立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（出資者等）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。」

この取扱いは、当時検討が進められていた金融商品に係る会計基準の次のような規定と関係していた。

「金融資産の譲渡人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして(2)の要件<sup>(45)</sup>を適用する。」

この取扱いは、特別子会社が子会社に該当し連結対象とされた場合には、資産を譲渡した会社にとって、個別財務諸表上オフバランスとされた取引が連結上オンバランスされることになり、不合理であると考えられる点に配慮されたものであるとされている<sup>(46)</sup>。ところが、「具体的な取扱い」の「当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（出資者等）」が広く解釈されることになってしまい、特別目的会社を設立し、これに一定の事業（例えば、資産の購入、資金調達、開発事業等）を行わせ、これを連結対象外とする実務が、例えば不動産業において、発達していった。特別目的会社を子会社としない趣旨がその「事業体としての受動的性格」や「資産から生ずる収益を証券の保有者に享受させる目的のベークル」であったことよりも、「出資者及び資産を譲渡した会社」に偏った解釈が行われたことによるものと思われる。

例えば、2010年度の上場不動産会社5社について、特別目的会社（SPE）の非連結の影響を示したのが表7である<sup>(47)</sup>。（なお、表の見方について説明を加

---

(45) 金融資産の消滅の認識の要件の「(2) 譲渡人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に享受できること」をいう。

(46) 森田他2000 43-44頁

えると、表の左から、① SPE 出資金は連結上で計上されている出資金の総資産に占める比率、② SPE 総資産と連結借入債務は SPE を連結した場合の総資産に占める増加率、③ SPE 借入金等は SPE を連結した場合の連結借入債務の増加率となっている。) このように、特別目的会社を連結すると、資産と借入債務の増加率は、重要性がないといえる水準をはるかに上回っていると思われる。なお、有価証券報告書における開示では、特別目的会社の利用目的として、バリュアアップ、事業の一環、プロジェクト管理の明確化等の説明がなされており、本業の延長線の色彩が強い。

表7 上場会社5社のSPEの状況

	対 総 資 産 比			対借入債務比
	SPE 出資金等	SPE 総資産	連結借入債務	SPE 借入金等
A 社	3%	14%	47%	22%
B 社	19%	83%	45%	131%
C 社	2%	14%	40%	22%
D 社	4%	23%	61%	30%
E 社	18%	85%	52%	109%

(注1) 各社とも、「具体的な取扱い」の「資産を譲渡した会社」にあたるという趣旨の開示はない

企業会計基準委員会では、平成19年3月に、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社について、その概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を公表していた。このような開示は、いわゆる aggregation problem への対応というニーズは認められるものの、筆者が上表に掲げた企業

(47) なお、この資料は筆者が2010年12月に企業会計基準委員会（公開）で行った参考人意見陳述の資料に基づいている。

の開示を見た限りでは、十分なものとは思われなかった。平成23年3月に、企業会計基準委員会は、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する基準」を公表し、「具体的な取扱い」の「当該特別目的会社に対する出資者」という部分を削除した。これにより、特別目的会社に資産を譲渡した企業だけが子会社にしないという推定規定の適用を受けることとなった。この改正は、平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用するとされている。

もう一つの類似の例外に、いわゆるベンチャーキャピタル特例がある。日本公認会計士協会から、平成10年12月に公表された監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」では、次のような場合は、子会社に該当しないものとして取り扱うことができるとしていた。

- ①銀行等の金融機関が融資先である他の会社に経営支援を行っている場合には、支配していることに該当することもあるが、その場合であっても、当該経営支援が債権の回収を円滑に行うとともに営業取引関係を維持すること等によるものであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたとき。
- ②ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を保有している場合には、支配していることに該当することもあるが、その場合であっても、当該株式保有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的でないことが明らかにされたとき<sup>(48)</sup>。

これらの取扱いは、一種の業種別特例の取扱いと考えられる。この規定の適用が問題となった事例に、日興コーディアルグループの事例とライブドアの事例がある。

---

(48) なお、IAS第27号は、2003年の改訂時に、「子会社は、単に投資企業がベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト、または類似の企業である理由だけでは、連結から除外されない。」という規定が付け加えられた。

2006年12月に証券取引等監視委員会により摘発された日興コーディアルグループの事例では、特別目的会社（孫会社）がある企業を買収し、その特別目的会社と買収企業を両方とも連結の範囲から除外している。つまり、上記の②を取得側の特別目的会社にまで広げているのが特徴である。また、その後はこの買収対象企業に関係したデリバティブをこの非連結子会社に発行させ、保有するデリバティブの評価益のみを計上した（連結されていれば、評価損と評価益が打ち消される）という事例である<sup>(49)</sup>。

2006年1月に明らかになったライブドアの事例は、すでに買収された企業を、新規に設立した投資事業組合（非連結）に取得させ、買収企業の株式と交換にグループ企業（上場会社）の株式を投資事業組合に引き渡す。その後、投資事業組合は、その株式を市場で売却し、売却益をライブドアの営業収入として還流させていったという仕組みである<sup>(50)</sup>。（この場合、投資事業組合が連結されていたとすれば、株式の売却益が損益取引としてそのまま処理できたのかという問題が残る。）この場合、連結の要否の判断は、①組合形態をとっている組織体（議決権を基礎とする判断がしにくい）の実質支配の判定と、②日興コーディアルの例に見られたような特例②の対象で連結除外となるかという問題であったと考えられる。

企業会計基準委員会では、平成18（2006）年9月に、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」を公表した。この実務対応報告では、投資事業組合における業務執行の決定の判断について指針を示すとともに、「投資事業組合の投資事業から生ずる利益または損失の概ね過半について享受又は負担することとなっていること」といった新たな支配の判断基準も示された。さらに、平成20（2008）5月には、企業会計適用基準第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の

(49) これらの内容は、2007年1月に公表された「特別調査委員会調査報告書」で詳述されている。

(50) この事件の内容は、細野祐二「法廷会計学 vs 粉飾決算」日経BP社2008の35-50頁に詳しい。

決定に関する適用指針」が公表され、ベンチャーキャピタルなどの投資企業や銀行などの金融機関が営業取引として他の会社の株式を保有している場合に、子会社に該当しないことにあたる要件の厳格化が図られた。

## (2) 持分法の適用範囲

表8は、2000年から2006年までの持分法適用の状況と、連結剰余金計算書に、「連結子会社の増減に伴う増減」又は「持分法適用会社の増減による増減」を表示している会社数を要約したものである<sup>(5)</sup>。(なお、新たに子会社や関連会社を取得した場合には、取得持分と取得原価とが相殺されてしまい、差額は消去差額となるため、連結剰余金計算書に、これらの項目が表示されるのは、通常従来から保有していた会社に新たに適用する場合である。)表8からは、すべての対象会社に持分法を適用している企業は、10%程度にすぎないことがわかる。また、毎期、新規に連結子会社に組み入れたり、持分法適用会社に組み入れたりするケース(通常は、重要性の変動によるものと考えられる)が多い

表8 持分法の適用状況と連結剰余金計算書の表示

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
持分法							
全社適用	36	36	32	38	40	40	35
重要性基準適用	227	218	221	213	213	210	210
連結剰余金計算書							
連結子会社増減	204	143	128	115	128	130	148
持分法増減	145	85	70	70	93	79	84

(5) 日本公認会計士協会編「決算開示トレンド 平成16年版」「決算開示トレンド 平成19年版」中央経済社刊によっている。調査対象企業は、1部上場企業288社、2部上場会社の12社の合計300社(米国基準の会社を含まない)である。

ことを示すものといえる。2000年は、改訂連結原則による、実質支配力基準又は実質影響力基準の適用年度であるため特に多くなっている。

持分法の適用会社である関連会社については、15%という数値基準が適用されるため、数値の操作の余地が考えられるが、前述のカネボウの事例を除いては、目立った問題事例がないように思われる。なお、(1)bで述べた特別目的会社で子会社に該当しない場合に、持分法が適用されるのかどうかについては実は規定が明確ではない。前出の5社の該当年度の有価証券報告書には、子会社とならなかった特別目的会社について、持分法の適用に関する記述は見られなかった。

## 8. 結びにかえて

以上のように、過去の連結範囲等の基準差異の変遷とその後の影響を見てきたが、ここから、いくつかの共通の問題が見出される。例えば、次のような点である。

- ①任意適用という扱いをした場合、それをあえて適用するという企業は少数派で、なかなか定着しない。
- ②数値基準を明確に規定すると、それを悪用するような事例が生ずる。
- ③重要性基準を数値で規定すると、最大限の許容数値として理解される。
- ④会計基準の設定の際に、株式会社形態を想定して基準が設定されることが多いが、過去と異なりさまざまな組織形態が利用可能な現在では、連結基準については、それらを踏まえた基準設定が必要である。
- ⑤日本的な特例や業種別の別途の取扱いを定めると、取扱いの拡大解釈が生じ、本来の趣旨と異なる運用につながる場合がある。
- ⑥特例を一度定めると、その後の改訂に長期間を要する。

2011年5月に、IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」を公表した。この

新基準では、支配概念に基づく IAS 第27号とリスク・経済価値概念に基づく SIC 第12号を統合し、単一の支配モデルを提供している。ここでは、支配を、パワー、リターンの変動性に対するエクスポージャー、パワーとリターンのリンクの3つで構成されるとしている<sup>52)</sup>。わが国の現行の実質支配力の基準自体は、詳細で実務上も、少数の例外を除けば、現状よく機能していると考えられる。その意味では、丸呑みが必ずしも適切とは思われないが、過去の経験を踏まえた、慎重なコンバージェンス作業を期待したい。

#### 参考文献

- 會田義雄、『連結財務諸表論』、国元書房、1974  
大迫勝、『《経緯》連結財務諸表原則の制定』、『企業会計』VOL.27 NO.10、中央経済社、1975  
小野武美、『連結除外部分の縮小一制度面（10%基準の撤廃の影響）から』、『企業会計』VOL.47 NO.11、中央経済社、1995  
川北博、『[私本] 会計監査業務戦後史』、日本公認会計士協会出版局、2008  
川本淳、『連結会計基準論』、森山書店、2002  
企業財務制度研究会（CORRI）、『連結財務諸表制度をめぐる論点（連結財務情報開示制度研究懇談会報告）』、1993  
企業財務制度研究会（CORRI）、『連結会計をめぐる米国会計基準の動向（米国財務会計基準（連結会計）研究委員会報告）』、1995  
黒川行治、『連結会計』、新世社、1998  
黒澤清、『連結財務諸表の制度化に関する意見書の公表にあたって』、『企業会計』VOL.27 NO.10、中央経済社、1975  
小宮山賢、『連単分離と会計基準』、『企業会計』VOL.64 NO.5、中央経済社、2012  
斎藤静樹・奥山章雄編著、『現代会計ケース・スタディ』、中央経済社、1992  
醍醐聰編著、『連結会計一体系と実態一』、同文館、1995  
中川隆進、『日米構造協議とディスクロージャー』、『週刊経営財務』、No.1995、1990  
日本公認会計士協会（JICPA）、『50年のあゆみ』、2000  
日本公認会計士協会（JICPA）、『公認会計士制度三十五年史』、1988  
番場嘉一郎、『連結の一般基準及び基本原則』、『企業会計』VOL.27 NO.10、中央経済社、1975  
番場嘉一郎・黒澤清・矢澤淳・中西泰男・工藤吉郎・鮎子田俊助、『座談会・連結財務諸表の制度化』、『企業会計』VOL.27 NO.10、中央経済社、1975  
森田哲彌、『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書の概要と考え方』、『企業会計』VOL.49 NO.10、中央経済社、1997  
森田哲彌・兼田克幸・市川育義、『連結財務諸表制度詳解』、中央経済社、2000

52) なお、2012年10月に、IASBは会計基準「投資企業（IFRS 第10号、12号及び第27号の改訂）」を公表し、一定の要件を満たす投資企業は、子会社に対する投資について、連結するのではなく、当期純利益を通じて公正価値で測定することとされた。

- 山田昭広, 「FASB 基準書の解説 連結の範囲について」, 『企業会計』VOL.40 NO.3, 中央経済社, 1988
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Accounting Research Bulletin No.43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletin Chapter 12, 1953
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Accounting Research Bulletin No.51, Consolidated Financial Statements, 1959
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), APB Opinion No.18, The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock, 1971
- Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards No.94, Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries, 1987
- Financial Accounting Standards Board (FASB), Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures, 1995
- International Accounting Standards Committee (IASC), E3, Consolidated Financial Statements and the Equity Method of Accounting, 1974
- International Accounting Standards Committee (IASC), IAS3, Consolidated Financial Statements, 1976
- International Accounting Standards Committee (IASC), IAS22, Accounting for Business Combination, 1983 and Revised 1998
- International Accounting Standards Committee (IASC), E32, Comparability of Financial Statements, 1989